

平成25年5月29日

保護者 様

大東市教育委員会
大東市立南郷中学校
校長 岩谷 誠

気象警報発令時の登校の扱いについて（変更のお知らせ）

新緑の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本市学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、午前7時の時点での気象警報発令時の登校の扱いについて、下記のとおり変更いたします。「従来の、台風接近時とそれ以外の区別をなくす」「全ての大東市立小・中学校共通の取り扱いとする」ことで、警報発令時の登校の判断がより明確になると考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

なお、この変更は平成25年6月1日からとさせていただきます。

記

平成25年5月31日まで	平成25年6月1日より
変更前	変更後
《大阪府全域あるいは大東市に》 ○台風接近に伴い、「暴風」警報もしくは、「大雨」警報が発令された場合 ○低気圧、その他の接近に伴い「暴風」警報が発令された時	《大阪府全域あるいは大東市に》 ○「暴風」警報が発令された場合

※ 警報は、「暴風警報」のみを対象とし、「大雨警報」等は含みません。午前7時の時点で「暴風警報」が発令されていれば、自宅で待機させてください。

※午前7時以降の警報解除の扱いについての変更はありません。

（生徒手帳 P.21 参照）

- ・ 9時までに解除された場合は、9時55分までに登校
→ 10時始業とする（2限目からの授業の準備。要弁当）
- ・ 10時までに解除された場合は、12時55分までに登校
→ 13時始業とする（5限目からの授業の準備）
- ・ 10時の段階で発令中は、臨時休校とする。

なお、9月から給食が実施されますので、昼食等にかかわっての扱いについては後日連絡いたします。

